

## 琵琶湖総合開発事業資金管理財団借入金の概要

昭和	48	11	6	資金融通についての覚書の調印（於：自治省大臣室）
	49	3	22	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団の設立
	49	3	23	大阪府・兵庫県と金銭貸借契約を締結
	49	3	30	琵琶湖総合開発事業資金の貸付け
平成	10	3	30	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団の解散に伴い、びわ湖造林公社へ債務の全額を引継ぐ
	10	3	31	(財)琵琶湖総合開発事業資金管理財団の解散

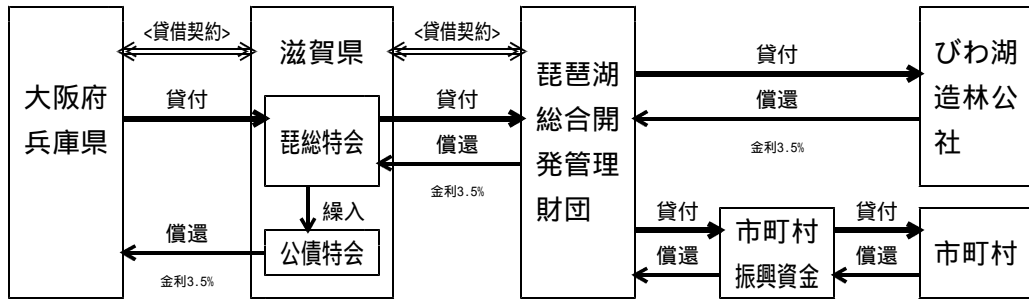
### (1) 融資条件 (S48.11.6覚書の調印に基づき契約)

同条件	「大阪府・兵庫県」と「滋賀県」
	「滋賀県」と「琵琶湖総合開発事業資金管理財団」
	「滋賀県」と「びわ湖造林公社」・・・H10.3.30以降

融資総額	50億円（昭和48年度中に滋賀県へ融資）						
	<table border="0"> <tr> <td>大阪府</td> <td>3,939百万円（78.78%）</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>1,061百万円（21.22%）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">融資割合は、当時の新規利水量の配分による。</td> </tr> </table>	大阪府	3,939百万円（78.78%）	兵庫県	1,061百万円（21.22%）	融資割合は、当時の新規利水量の配分による。	
大阪府	3,939百万円（78.78%）						
兵庫県	1,061百万円（21.22%）						
融資割合は、当時の新規利水量の配分による。							
年 利	3.5%						
償還期限	35年（うち据置期間10年） 昭和57年に琵総法延長に伴い、償還期限が延長 35年 45年（うち据置期間10年 20年） （平成20年度）（平成30年度）						
償還方法	元利均等年賦償還						

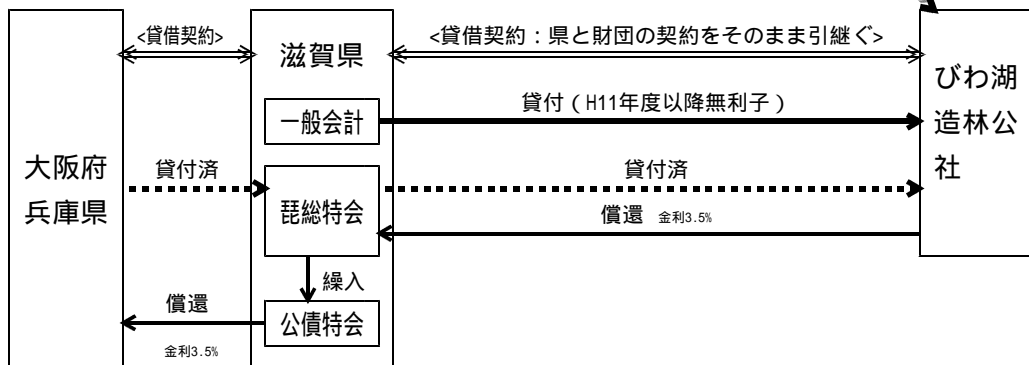
## (2) 貸付金の流れ

### 【昭和48年度～平成9年度】



解散に伴い債権引継 (H10.3.30)

### 【平成10年度～平成16年度】



### 【平成17年度～】

